

兵庫県音楽療法士認定の更新について

1 更新制度の趣旨

認定を受けた兵庫県音楽療法士が、認定後も保健・医療・福祉・教育現場等における実践経験を通じて、実践能力を一層高め、県内外で信頼される療法士に成長することを担保する。

2 更新時期

認定後5年を期限とする。

3 更新要件

次の5つの項目をすべて満たすことを要件とする。

(1) 兵庫県音楽療法士の認定後に、3年間以上の実践経験があること

- ① 経験年数のカウント方法は、週1回セッションを行っていることで1週間の実践経験とする。月2回のセッションを行っている場合は、1ヶ月分で2週の臨床経験となる。
- ② 休日等でセッションができない日の存在を考慮して40週分（40回のセッション）で1年間の実践経験とみなす。
- ③ 1週間で複数回のセッションを行っているなど、1年間の期間内において1年以上（40回以上）のセッションを行っていても、実践経験年数は1年とする。
- ④ 実践経験の年数は、音楽療法の実践経験証明書により確認する。
- ⑤ 実践経験の内容は、事例研究レポートによって、その目標、方法、経過および結果等について審査する。
- ⑥ 認定後の活動状況と今後の活動によって、実践経験活動全般を評価する。

※ 経験年数は施設等における実際の雇用期間とは異なり、1年毎（4月～翌年3月）のセッションの実施状況によりカウントするので、注意すること。

なお、1年のセッション回数が40回未満の場合は、実施したセッション回数を40で除した数が経験年数となる。但し、小数第2位以下は切り捨て

(例1)雇用期間：平成26年4月～平成27年3月 年間セッション回数：37回
→37週分のセッションを行ったので、経験年数は0.9年となる。
($37 \div 40 = 0.925$)

(例2)雇用期間：平成26年4月～平成27年12月 通算セッション回数：120回
【1年毎のセッションの実施状況】

平成26年4月～平成27年3月 年間セッション回数：80回
→40週分以上のセッションを行ったので、経験年数は1年となる。
平成27年4月～12月 年間セッション回数：40回
→40週分のセッションを行ったので、経験年数は1年となる。

- (2) 上記(1)の実践経験のうち、2年間以上は主セラピストの立場で実践していること
- (3) 兵庫県音楽療法士認定後に、兵庫県、（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構、（一社）兵庫県音楽療法士会、又は（一社）日本音楽療法学会（支部を含む。以下同様）が主催し、あるいは（一社）日本音楽療法学会が推薦する研究会、講習会、学術

大会等の場において、研究発表、事例報告を1回以上行っていること、または、音楽療法専門誌や刊行物に、音楽療法に関する論文あるいは事例研究を1編以上発表していること

(4) 兵庫県音楽療法士認定前も含めた音楽療法に関する活動について、別紙のポイント換算表に基づき算定したポイントの合計が1000ポイントに達していること

- ・ひょうごヒューマンケアカレッジ音楽療法講座と認定のための実践経験のポイントも含めるものとする。
- ・更新申請時に、すでに（一社）日本音楽療法学会の認定を受けている者については、この要件のみを免除する。

(5) 兵庫県音楽療法士認定後に、スーパービジョンを2回以上受けていること

兵庫県音楽療法士更新認定におけるスーパービジョンとは、下記のスーパーバイザーが、スーパーバイザー（更新認定を受けようとする音楽療法士）の音楽療法セッションに立ち会い、実地指導を行うものである。

留意点

○ スーパービジョンの実施について

- ・スーパーバイザーは、必ず施設の了解を得てから、スーパービジョンを実施すること。
- ・ビデオ・書類添削等による指導は、兵庫県音楽療法士の更新認定におけるスーパービジョンには含めない。
- ・スーパービジョン実施後、スーパーバイザーは報告書に必要事項を記入し、スーパーバイザーに報告書の内容を確認してもらったうえで押印してもらうこと。なお、報告書作成にあたっては、対象者のプライバシー保護に十分配慮すること。

○ スーパーバイザーについて

- ・スーパーバイザーは、兵庫県音楽療法士の更新認定を受けてから3年が経過し、音楽療法士としての活動を行っている者を対象とする。
- ・（一社）日本音楽療法学会の資格を有する音楽療法士については、学会の初回認定から3年を経過すれば、兵庫県音楽療法士の更新認定から3年を経過した者と同様にスーパーバイザーの対象とする。
- ・（一社）日本音楽療法学会の資格を有する音楽療法士にスーパービジョンを受けた際は、報告書への押印に加えて、学会資格の登録番号を記入してもらうこと。

○ 費用

- ・スーパーバイザーへの謝金は5千円程度を目安とする。（交通費は除く。）

○ 実施依頼

- ・スーパーバイザーへは別紙の依頼書を渡すこと

4 審査及び結果判定

上記の要件により、兵庫県音楽療法士認定審査会（（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構内）において審査を行い、その結果に基づき県において「更新」、「保留」、「不更新」を判定する。

判定により保留とされた者は、書類の再提出やセッションの実地審査等に基づく審査会の再審査結果を踏まえて県が再度判定する。

5 更新申請手続き

(1) 申請期間

認定後5年が経過する年度の9月11日から9月30日までの期間

ただし、認定4年後に更新基準を満たす者は、認定後4年が経過する年度の9月11日から9月30日までの期間に更新を申請することができる。

なお、最終日が休館日に当たる場合は、その翌日を申請期間の最終日とする。

(2) 申請書類

以下の①～⑥の書類について、正副2部を提出する。

① 申請書（様式A）

② 添付書類（様式1～6）

更新申請時にすでに（一社）日本音楽療法学会の認定を受けている者は、申請書添付様式簡易型1・2及び学会認定証の写しを提出する。

③ 実践経験証明書等の証明書類

④ 事例研究レポート（様式B）

更新要件(1)の対象となる実践経験のうちの1つについて、別紙様式によるレポートを作成する。ただし、次のaもしくはbと同一の事例に係るレポートについては、事例研究レポートとみなさない。

（次のa及びbについて、複数の事例が記載されている場合は除く）

a【申請書添付様式4】に記載する研究発表、事例(症例)報告

b【申請書添付様式 簡易型2】に記載する研究発表又は論文

⑤ 認定後の活動状況と今後の活動（様式C）

更新要件(1)の対象となる認定後の実践経験期間の活動状況、今後の活動方向などについて、別紙様式によるレポートを作成する。

⑥ スーパービジョン報告書（様式D）

更新要件(5)のスーパービジョンについて、別紙様式による報告書を作成する。

⑦ 返信用レターパックライト（③実践経験証明書等の証明書類の返却用）

(3) 提出先

兵庫県こころのケアセンター事業部事業課に郵送または持参により提出

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-3-2

TEL:078-200-3010（代表）

FAX:078-200-3017

開館日 火曜日～土曜日（祝日、年末年始除く） 9:00～12:00 13:00～17:00

※持参の場合は事前に連絡すること。

(4) 結果の通知

兵庫県音楽療法士認定審査会の審査結果に基づき、県から通知する。

なお、今回の結果通知は年度内を予定している。

更新不可の結果の場合、それ以降「兵庫県音楽療法士」を呼称できず、音楽療法に対する事業について補助を行えないものとする。

6 更新猶予

やむをえない理由により更新申請ができない者は更新猶予を申請することができる。

(1) 対象者

- ア 更新までの間に病気療養、出産・育児、親等の介護、海外留学中等の理由により、更新申請ができない者
- イ 自然災害等の発生に伴い、実践及び研究発表等の機会が提供されない等の理由により、更新申請ができない者

(2) 猶予期間

- ア 上記(1)のアの理由により、更新の申請手続きができない場合は、認定有効期間の最終日翌日から最大2年間を更新猶予期間として認める。
※更新猶予期間は、兵庫県音楽療法士を呼称できない
- イ 上記(1)のイの理由により、更新の申請手続きができない場合は、認定有効期間の最終日翌日から最大1年間を更新猶予期間として認める。また、更新できない理由が継続する場合は、更新猶予を再申請できるものとする。

(3) 猶予申請手続き

ア 申請期間

認定後5年が経過する年度の7月25日から8月8日までの期間

なお、最終日が休館日に当たる場合は、その翌日を申請期間の最終日とする。

更新猶予審査の関係上、更新認定の申請期間より時期が早くなっているので注意すること。

イ 申請書類

以下の書類について1部提出する。

- ① 兵庫県音楽療法士認定更新猶予申請書（様式E）
- ② 猶予の理由を証明する書類
(例：診断書、住民票、認定結果通知書（介護）、就学ビザ等の写し、講習会や実践（臨床）経験の中止がわかる就業先施設や教育機関からの通知等)

ウ 提出先

兵庫県こころのケアセンター事業部事業課に郵送または持参により提出

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-3-2

TEL:078-200-3010（代表）

FAX:078-200-3017

開館日 火曜日～土曜日（祝日、年末年始除く） 9:00～12:00 13:00～17:00

※持参の場合は、事前に連絡すること。

エ 結果通知

兵庫県音楽療法士認定審査会の審査結果に基づき、県から通知する。

※猶予申請が否となった場合でも、5更新申請手続きに変更はないものとする。